平成２２年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番12号イスズビルマンション504号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目５番48―103号、元住所大阪府豊能郡能勢町平通101番地の552
債務者　川西　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３１号
兵庫県西宮市高木東町15番13―105号
債務者　難波　飛吾
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８８号
奈良市今市町845番地の10
債務者　西川　久美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
奈良市六条西１丁目２番６―201号
債務者　亀谷　國子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
奈良市般若寺町314番地の23
債務者　中村　和代
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
奈良市東九条町837番地の１　18―107号
債務者　上口　正美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
奈良市東九条町837番地の１　18―107号
債務者　上口いずみ
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄281番地１、旧住所鳥取県鳥取市南安長３丁目103番地
債務者　中田　梨絵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
鳥取県鳥取市円通寺1229番地　市住Ｃ―121号、旧住所鳥取県鳥取市秋里958―５　アップルマンション８号
債務者　仲山智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
鳥取県米子市両三柳4568番地115
債務者　上川　隆子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３３４号
愛媛県松山市北条370番地　サンライズ北条302号
債務者　髙岡　藤夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
宮崎市大字加江田3784番地、前住所宮崎市源藤町堤下558番地１　串間アパートＢ棟203号
債務者　高藤　歳子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８６号
宮崎市清武町今泉甲3824番地36、前住所横浜市旭区東希望が丘83番地　ルミエール203号
債務者　岩切　理絵
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９１号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅108棟18号
債務者　吉野　朋子（旧姓隈村）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０２号
宮崎市池内町榎迫504番地９　電設アパート201号、住民票上の住所宮崎市和知川原３丁目42番地
債務者　川口　天洋
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平83番地の１
債務者　西平　圭太
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７５号
北海道苫小牧市大成町１丁目11番１―609号
債務者　上海　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部